

個人番号カードや住民基本台帳カードを利用した転出届を郵送にて届出される方へ（必ずお読みください）

個人番号カードや住民基本台帳カード（以下、個人番号カード等）をお持ちの方は、紙の転出証明書が発行されず、個人番号カード等を利用した転出・転入手続きを行うことになります。はじめに下記チェック事項を必ず確認して下さい。（手数料は無料です）

はじめにコチラをチェック

- ☐ 有効な個人番号カード等を所有している（有効期限切れ、紛失、廃止、一時停止等になっていない）
- ☐ （既に新住所にお住まいの場合）転出届にご記入いただいた「引越し予定（した）日」の翌日から起算して、14日以内に「郵送による転出届」を松戸市役所に届くよう郵送することができる（必着）

※ 新住所の市区町村の窓口での注意事項

- ・転出届にご記入いただいた「引越し予定（した）日」の翌日から起算して 30日以内 に手続きを行ってください。
 - ・実際に新住所にお住まいになられた日の翌日から起算して、14日以内 に手続きを行ってください。
- 上記日付内に手続きを行えなかった場合、松戸市で転出証明書再発行の手続きを行う必要がある場合がございますのでお気をつけください。

※ その他注意事項

個人番号カード等を利用した転出・転入手続きを行った方は、新住所地の市区町村窓口で所定の手続きを行うことにより、継続して個人番号カード等をお使いいただくことができます。

その他、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

全てに該当する方はコチラ

個人番号カード等を利用した転出・転入手続きを行って下さい。

下記2点の書類を送付してください。

- ① 個人番号カード等を利用した郵送による転出届
（裏面（次ページ）の書類）
- ② 本人確認書類の写し（運転免許証、在留カード、個人番号カード等）

個人番号カードの写しを同封される場合、個人番号の記載されているカード裏面の写しは必要ございません。

転入手続きの際は、必ず個人番号カード等をお持ち下さい。また暗証番号の入力が必要になります。（※）

★ 松戸市に上記書類が到達後、届出内容の確認が終わるまで、新住所地の市区町村窓口で転入手続きを行うことができません。処理状況については、下記までお問い合わせください。

該当しないものが一つでもある方はコチラ

転出証明書を利用した転出・転入手続きを行って下さい。

手続き方法につきましては別紙「郵送による転出届」をご参照ください。



書類の送付先 : 〒271-8588 （住所記入は不要です） 松戸市役所 市民課 異動担当宛 お問い合わせ先 : 047-366-7340



世帯 人口 1人未満 の世帯	旧							—	受付 No.	
-------------------------	---	--	--	--	--	--	--	---	-----------	--

必ず記入
して下さい

事由	世帯	転出	世帯主変更	国外転出
	一部			

連 絡 先	昼間に連絡のとれる電話番号 (自宅・携帯・勤務先)
	— —

新 世 帯 主	フリ
	ガナ

旧 世 帯 主	フリ ガナ
	☐ 新世帯主と同じ

個人番号 カード等	国保・後期 資格区分	介護 保険
--------------	---------------	----------

個人番号 カード等	国保・後期 資格区分	介護 保険
有 無	国 後 無	有 無

有	國	有
無	後	無
	無	

有	國	有
無	後	無

有	國	有
無	後	無

- ・ 太枠内全てをご記入下さい
- ・ 記入漏れ等があった場合、お電話にて確認を取らせていただくことがございます。必ず平日 8 : 30 ~ 17 : 00 の間に連絡の取れる電話番号を明記して下さい
- ・ 国外に転出する際は「新住所欄」には国名を記入して下さい
- ・ 転入届（松戸市への引越し手続き）、転居届（松戸市内での引越し手続き）は郵送にて受け付けしておりません。必ず窓口で手続きを行って下さい。

必ず裏面（前ページ）
もご確認ください

世帯主 変更による続 柄変更	→
	→

備考

決 裁	入 力	受 付